

懲戒処分の公表について

令和5年7月8日公表

宮古市職員の懲戒処分等の公表基準に基づき、次のとおり発表します。

件数：1件

事案

- (1) 処分年月日 令和5年7月8日
- (2) 処分内容 懲戒処分 免職
- (3) 職員の所属 消防対策課
- (4) 職員の職 主事級（併任）
- (5) 職員の年齢 20歳代 男性
- (6) 事案の概要 公金横領・事務処理不適切

被処分職員は、令和5年6月8日（木）午後2時59分、宮古市消防団共済通帳から個人名義の口座に公金999,820円を振り込み、令和5年6月9日（金）午後2時30分、金融機関への確認により当該職員の公金横領が発覚し、同日午後3時40分、当該職員への聞き取り調査により、その事実を認めたもの。

- (7) 管理監督者の処分
 - 係長職の職員 懲戒処分 戒告
 - 課長職の職員 懲戒処分 戒告
 - 部長職の職員 厳重注意

以上